



119情報

区連会 9月定例会
令和6年9月20日
都筑消防署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和6年		令和5年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
火災件数 (件)		2	10	0	19	△9
火災種別	建物火災 (件)	2	9	0	10	△1
	車両火災 (件)	0	1	0	2	△1
	その他の火災 (件)	0	0	0	7	△7
焼損面積 (㎡)		0	113	0	219	△106
死者 (人)		0	0	0	0	0

【7月中0件】
【8月中2件】 8月1日 早瀬 建物火災
8月9日 茅ヶ崎中央 建物火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和6年		令和5年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
救急件数 (件)		938	7,365	1,091	7,277	88
救急種別	急病 (件)	674	5,205	829	5,241	△36
	交通事故 (件)	45	356	41	340	16
	一般負傷 (件)	160	1,346	171	1,229	117
	その他 (件)	59	458	50	467	△9

※ 令和6年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

優先的に診てもらえる

救急車の適正利用にご協力をお願いします！

どこの病院に行けばいいかわからない

救急車は無料だから

夜間・休日の診察時間外だった

命と財産を守ろう！

住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

ケガの予防：切る・刺さる

「切る・刺さる」は大人・子どもで多く発生しています。

1. 世代に分けた主な事故

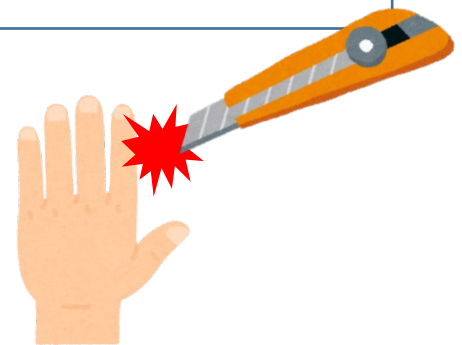
【大人】

- ・包丁・フードプロセッサーで指をケガ
- ・芝刈り機中に回転している刃があたり、足をケガ
- ・電動工具を使用中にケガ



【子ども】

- ・カッターを使用中に手をケガ
- ・鋭利なものが入ったごみ袋を踏んでしまい、足をケガ
- ・歯ブラシ、割りばしをくわえながら歩行中に転倒し、口をケガ



2. 事故予防対策

- ・**調理中に注意**…普段使い慣れているとはいえ、調理中に刃物を扱う場合は集中して安全に配慮しましょう。
- ・**工具の操作**…電気工具などでの事故は大ケガにつながりますので取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。
- ・**周囲に注意**…子どもが口に割りばしや歯ブラシなどをくわえて歩行しないように注意しましょう

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

3 特別市に関する地域説明会

地域活動にご尽力いただいている市民の皆様などを対象とした特別市の地域説明会を8月に泉区で開催しました。区連会の皆様のご協力もいただきながら、今後、各区で順次開催させていただく予定です。

<内 容>

- 「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
- 意見交換・その他

<泉区の地域説明会の様子（8月28日開催 参加人数 約120人）>



4 県内三政令市で連携した取組状況

県内三政令市の市長・議長・副議長がともに足並みを揃えて連携している姿をアピールし、神奈川から特別市の法制化に向けた機運醸成を図るため、昨年度に続き2回目となる「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を、9月5日に開催しました。



懇談会では、特別市に関する3市の取組状況の共有や意見交換を行い、3市の市長・議長・副議長連名で、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」（別添）を発信しました。

5 特別市シンポジウムの開催概要

「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象に11月にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にもシンポジウムの開催を予定しています。詳細については、改めてご案内させていただきます。

(1) 日程等

日時：令和6年11月23日（土）14時00分～16時00分（開場13時30分）

会場：港南区民文化センター ひまわりの郷（港南区上大岡西1-6-1）

定員：250人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 座談会	山中 竹春 （横浜市長）
	原 日出子 さん（俳優）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

11月21日（木）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集いたします。（ファクス（663-6561）でも申込み可）



お申し込みはこちら ▶▶

(4) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山口・鈴木

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の 連携した取組推進に関する共同メッセージ

我が国は、少子高齢化や人口減少、大規模災害など決して避けることができない様々な課題を、一丸となって乗り越えていかなければならない。多くの自治体が消滅する可能性があるとして予測され、また、我が国経済は長きにわたる停滞により国際的地位も低下している状況にあるなど、このままでは、我が国が立ち行かなくなるという大きな危機意識を持っている。

こうした危機的な将来が予想される中、地方自治体が連携・協力して、持続可能な形で住民サービスを提供するとともに、大都市が我が国経済の牽引役を果たし、圏域の活性化と多極分散型社会の構築につながるよう、時代の要請に応じ、将来を見据えた地方自治制度の抜本的改革が必要である。

現行の指定都市制度は、旧特別市制度が府県の反対により廃止されたのち、暫定的な制度として創設されて65年以上が経過している。道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度となっていない。この間、市町村合併や地方分権の進展により、基礎自治体、とりわけ指定都市の規模・能力は拡大し、道府県との役割分担も変容している。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、将来の我が国の危機も見据え、今後より一層、地域の実情を踏まえて、柔軟かつ迅速な大都市経営を図っていくことが求められている。

特別市は、効率的かつ機動的な大都市経営を推進するため、市域における全ての事務を一体的に担う新たな大都市自治体の姿であり、市民に大都市制度の新たな選択肢を用意するものである。その効果は特別市の市民のみに留まらず、近隣市町村との連携による持続可能な強い圏域づくりや多極分散型社会の構築など、我が国全体にもプラスの効果をもたらす。また、将来を見据え、地域全体として持続可能な行政サービスを提供する体制を整えることが望まれる中、特別市が自立した大都市経営を行うことにより、道府県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

600万人を超える住民を擁する横浜市、川崎市、相模原市の三市では、地域の実情を踏まえて大都市制度を選択できるようにするため、これまで三市で連携して、特別市の法制化の早期実現に向けた取組を進めている。一方で、神奈川県においては、「住民目線から見て特別市を法制度化することは妥当でない」との見解を示し、住民に選択肢を与える姿勢を示さず、当該制度の法制化すら反対している状況にある。

三市が提案している特別市制度は、我が国の危機感に対する新たな制度改革の提案であり、決して大都市のことだけを考えたものではない。そのことを広く市民、県民の皆様にご理解いただくため、住民目線の分かりやすい発信を進めていく。

特別市制度の創設は、持続可能な未来の実現に資するものであることを我々は強く認識し、県内の指定都市三市はさらに連携を強化し、ここ神奈川から新しい地方自治の形として「特別市」の法制化の早期実現を目指す取組を加速していく。

令和6年9月5日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	鈴木 太郎
		横浜市会副議長	福島 直子
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	青木 功雄
		川崎市議会副議長	岩隈 千尋
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	古内 明
		相模原市議会副議長	大崎 秀治

～「特別市」シンポジウム～

横浜の未来を用意する

特別市の法制化へ

ミライへの 選択肢



参加費無料

定員 **250**名

(事前申込制)

2024年(令和6年)

11/23 土

14:00 ~ 16:00 (開場13:30)

港南区民文化センター ひまわりの郷

京急線、市営地下鉄ブルーライン 上大岡駅下車
ウィング上大岡うえ(4F)



参加申込みはこちら



山中竹春



原日出子さん



辻塚也さん

第1部：基調講演

辻塚也さん (一橋大学教授)

第2部：座談会

山中竹春 × 原日出子さん × 辻塚也さん
横浜市長 俳優 一橋大学教授

主催 **横浜市**

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

問合せ

横浜市政策経営局制度企画課
TEL. 045-671-2952

横浜の未来を用意する 特別市の法制化へ

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。



登壇者プロフィール

山中 竹春

横浜市長



1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。

原 日出子さん

俳優



1979年、「夕焼けのマイ・ウェイ」で映画に初出演する。1981年、NHKの連続テレビ小説「本日も晴天なり」の主演に抜擢され注目を集める。2001年「パートナー・オブ・ザ・イヤー」、2019年第33回高崎映画祭最優秀主演女優賞を受賞。近作の主な出演作は「余命10年」、「大いなる不在」など。

辻 琢也さん

一橋大学大学院
法学研究科教授



東京大学大学院博士(学術)
専門分野:行政学・地方自治論
主な役職:内閣府「税制調査会」委員、
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、
横浜市大都市自治研究会座長、
第30次・第31次地方制度調査会委員、
指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー

お申込み方法

申込締切：11月21日(木)

※申込者多数により参加不可の場合は
11月22日(金)までに連絡します。

1 WEBから

申込みフォーム▶



2 FAXから

045-663-6561

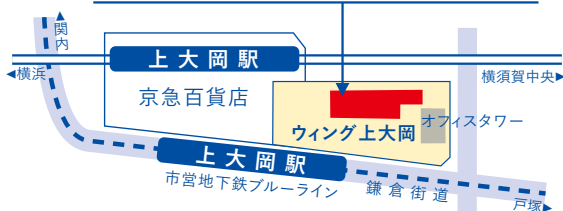
右の「FAX申込用記入欄」にご記入の上ご送信ください。

アクセス

港南区民文化センター ひまわりの郷

(港南区上大岡西1-6-1)

ウイング上大岡うえ4階上広場に出入口があります



・シンポジウムに関して、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。
・ご来館の際にはできるだけ、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

FAX申込用記入欄

フリガナ

氏名

電話番号

メールアドレス

年代 19歳以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代 80代以上

居住地 横浜市内()区 神奈川県内 神奈川県外

アンケート ①「特別市」について、知っていますか？

- 名称も内容もよく知っている
- 名称は知っているが、内容は知らない
- 名称も内容も知らない

② 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。

希望の方のみ 車いす席 手話通訳 筆記通訳

※参加証はございません。
※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】

1 趣旨

消費生活推進員制度は、昭和 56 年度の制度開始からこれまで、消費者被害防止の啓発や見守り活動等、本市消費者行政の重要な役割を担っていただいています。

一方、単身世帯の増・共働き世帯の増・高齢者の就労機会の増大等によるライフスタイルの変化や消費生活推進員制度が全区で実施されていない現状、そして、デジタル社会の進展等に伴う消費者被害の多様化・複雑化や本市の財政状況等も鑑み、この度、今期（令和 6 年度末）をもって、消費生活推進員制度の休止を検討しました。

しかし、これまでいただいた様々なご意見を受け、経済局として、再検討した結果、**現時点では、消費生活推進員制度を休止することとはせず、引き続き、各区の実情に応じた運用とすることとします。**

また、消費生活推進員制度を実施されていない区にも消費者問題の情報が速やかに伝わるように取り組めますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

《参考》

■ R 2 年度 自治会町内会アンケート 「委嘱委員の候補者探し」：
難しい 56% やや難しい 28% 計 84%

■ 現在の消費生活推進員制度 実施状況

【実施区】 鶴見、中、南、港南、旭、磯子、緑、都筑、戸塚、栄、瀬谷

【不実施区】 神奈川、西、金沢、保土ヶ谷、泉、港北、青葉

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長（制度実施区）】 ご承知おきください。

3 今後の横浜市の消費者行政について

消費生活推進員の皆様には、地域に根差した普及啓発や高齢者等の見守りにご尽力いただいていたと感謝しており、引き続きのご協力をお願いします。

消費生活推進員制度の実施・不実施にかかわらず、全市的に一定の水準を確保できるように経済局・区・消費生活総合センター等で連携を密にして、消費者被害の未然防止に取り組んでいきますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) 保存パン 20 食入り	1,100 箱 (22,000 食)	程度
(2) 水缶詰 24 本入り	3,200 箱 (76,800 本)	程度
(3) おかゆ 20 食入り	800 箱 (16,000 食)	程度
(4) クラッカー70 食入り	300 箱 (21,000 食)	程度
(5) スープ 45 食入り	900 箱 (40,500 食)	程度

【参考】

・保存パン

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約2kg

・水缶詰

- ① 1箱当たりの本数：24本
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約8kg

・おかゆ

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約5kg

・クラッカー

- ① 1箱当たりの食数：70食
- ② 賞味期限：2025年1月または2月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約7kg

・スープ

- ① 1箱当たりの食数：45食
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：21cm×29cm×24cm／約1kg

3 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

4 申込方法

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月15日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

5 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

6 配布日時及び引渡場所

配布日は、令和6年11月20日、21日、22日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

7 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。
- (7) お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

担当：都筑区 総務課

防災担当 鮫嶋、井出

Tel.948-2212

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,100箱 (22,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：20食
- 賞味期限：2025年1月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 3,200箱 (76,800本) 程度

- 1箱当たりの本数：24本
- 賞味期限：2025年7月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 800箱 (16,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：20食
- 賞味期限：2025年1月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 300箱 (21,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：70食
- 賞味期限：2025年1月または2月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ スープ 900箱 (40,500食) 程度

- 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各15食)
- 賞味期限：2025年7月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
21cm×29cm×24cm／約1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）～令和6年10月15日（火）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0df28285-3ca1-40ec-a9c3-51659bfb768a/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの

「申込番号」は、申込みの抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和6年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

以下の日時で配布を行います。『横浜市電子申請・届出サービス』でのお申込みの際に、次の①～⑩の候補のうち、第3希望までお選びください。

①	令和6年11月20日（水）	10：00～11：30
②	令和6年11月20日（水）	14：00～15：30
③	令和6年11月21日（木）	10：00～11：30
④	令和6年11月21日（木）	14：00～15：30
⑤	令和6年11月22日（金）	10：00～11：30
⑥	令和6年11月22日（金）	14：00～15：30
⑦	令和6年11月25日（月）	10：00～11：30
⑧	令和6年11月25日（月）	14：00～15：30
⑨	令和6年11月26日（火）	10：00～11：30
⑩	令和6年11月26日（火）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト[※]に掲載しておりますので、ご確認ください。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区 神奈川区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
西区 中区 南区 港南区	西区中央方面別備蓄庫 南部方面備蓄庫	横浜市西区中央1-18 横浜市金沢区富岡東2-2-10
保土ヶ谷区 旭区 磯子区 金沢区	保土ヶ谷区役所 南部方面備蓄庫	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9 横浜市金沢区富岡東2-2-10
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いします。
- キ お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 (電話) 045-671-2011

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について【情報提供】

1 趣旨

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、申請期限が 10 月 31 日（木）となっています。2 回目の申請も可能ですので、補助金の活用について、引き続きご検討をお願いいたします。

なお、すでに補助金を活用して設備導入した自治会で、「脱炭素」の取組の大切さや断熱窓のメリット等を紹介する「脱炭素普及セミナー」を実施しました。別紙共有資料を作成しましたので、導入検討の参考にご覧ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 参考

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



←市 WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



※設備の契約・購入は、補助申請後に交付決定を受けてから行ってください。

※複数回、申請可能ですが、2 回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後に受付しています。

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

いいね！断熱窓

青葉区 中市ヶ尾自治会館では、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を活用し、断熱窓(内窓)、照明のLED化を実施。班長会で集まった班長さんに、「脱炭素」の取組の大切さ、断熱窓のメリットなどを紹介しました。

実際に窓を触ると、内側と外側で熱さが違います。ご協力いただいた西川会長も、「とても快適になった」とのことでした！



↑ 8月4日脱炭素普及セミナーの様子

8月4日 青葉区 中市ヶ尾自治会館 脱炭素普及セミナー を開催

自治会町内会館脱炭素化推進事業



↑ 導入した断熱窓
(既存の窓に内窓を設置)

家でもできる「脱炭素」ってなんだろう？

自治会町内会館で断熱窓などの効果を実感したら、ご自宅でも、導入するのはいかがでしょうか。環境省の補助制度も活用できます。

一定の省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫、LED 照明器具を購入・設置・申請すると、「エコハマ第2弾」でポイント還元が受けられます！

※本体購入価格(税抜)の20%(1台あたり上限3万円)分
※エコハマ第2弾は、会館への設備導入は対象外

その他にも、省エネ家電を選ぶ際に、環境省 Web サイト「しんきゅうさん」で、省エネ効果や、電気料金などが、比較ができます。すぐにできるアクションを見る→
すぐにできるアクションで、電気代もおトクに。(横浜市脱炭素ポータルサイト)



↑ 環境省 Web サイト
「しんきゅうさん」 →



まだ間に合う！会館での省エネ設備の補助申請

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限: 10/31(木) まで

【問合せ先】横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045-451-7740(平日 9:00~17:00)

(事業実施主体: 市民局地域活動推進課)

連合町内会自治会長 各位

都筑区福祉保健課長
都筑区社会福祉協議会事務局長

令和6年度「『つづき あい』パネル展」について（依頼）

この度、都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」の推進に関わる地域の取り組みを紹介する、「『つづき あい』パネル展」を下記のとおり開催します。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、下記のとおり御協力いただけますと幸いです。

1 開催概要

(1) 日時

令和7年1月6日（月）13時～1月9日（木）正午まで

(2) 場所

都筑区役所1階区民ホール

2 「『つづき あい』パネル展」に展示する活動紹介パネルの作成及び御提出について

(1) パネル数

1 地区連合町内会あたり 2枚（A1サイズ 598mm×845mm）

(2) 内容

「都筑区地域福祉保健計画 地区別計画の取組について」

- ・各地区における福祉保健活動に関するパネルの御提出をお願いします。
- ・地域懇談会のテーマ、話し合いの内容、地域の具体的な取組についての皆様の感想、写真を貼るなど自由です。作成にあたっては、地区社会福祉協議会など関係団体とも御相談のうえ、御提出をお願いします。
- ・第4期地区別計画と中間振り返りシートは福祉保健課が準備し、展示します。

(3) 提出期限

令和6年12月13日（金）までに福祉保健課事業企画担当まで御提出をお願いいたします。

区役所で保管しているパネルをお持ち帰りになる場合は、事業企画担当までお声かけください。

<担当者> 都筑区福祉保健課事業企画担当
鈴野、近藤、金高
TEL:948-2344 Fax 948-2354
メール:tz-tifuku@city.yokohama.jp

連合町内会自治会長 各位

都筑区福祉保健課長
都筑区社会福祉協議会事務局長

**第5期都筑区地域福祉保健計画 地区別計画の策定および
冊子作成に向けた地域福祉保健に関する活動情報・写真のご提出について（依頼）**

日頃より福祉保健の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

第4期都筑区地域福祉保健計画地区別計画について、令和7年度までを計画期間としており、第5期地区別計画策定に向けては、地区ごとにスケジュールの検討を進めていただいているところです。

つきましては、地区別計画冊子のレイアウト案が決定いたしましたので、内容の検討を進めていただくとともに、別紙の通り各資料のご提出をお願いいたします。

1 第5期地区別計画の策定について

(1) 策定の流れ

ア 第4期地区別計画の振り返り

令和5年度に実施した中間振り返りを参考に、第4期地区別計画の振り返りを行ってください。

イ 第5期地区別計画策定に向けた幅広いみなさまの意見を聴く場の設定

多様な立場の意見を聴くことで、地域にとっての新たな課題や必要な取組が見えてくることがあります。地域懇談会や支えあい連絡会などの場で、可能な範囲で、より幅広いみなさまの声を聴ける機会を設定してください。

ウ 意見を集約して第5期地区別計画を検討する場の設定

各地区において地区連合定例会、地区社会福祉協議会定例会、地区別計画推進委員会、支えあい連絡会などの話し合いの場を用いて、イで出た意見をもとに、第5期地区別計画の検討を行ってください。

(2) 策定のサポートについて

策定にあたっては、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザによって構成されている、地区別支援チームがサポートします。都筑区では連合町内会自治会・地区社会福祉協議会エリアごとに15のチームが設置されています。

2 提出をお願いするもの

以下の4点についてご提出をお願いいたします。詳細は、別紙をご参照ください。

- (1) 第4期地区別計画の主な取組（振り返り）
- (2) 第5期地区別計画の目標と取組
- (3) 表紙用写真および写真の説明文
- (4) 地域福祉保健活動の情報及び写真データ

3 提出期日

令和7年10月31日（金）

4 提出先・提出方法

(1) 提出先

都筑区社会福祉協議会（info@tuzuki-shakyo.jp）

(2) 提出方法

様式（別紙）に入力のうえ、データ（word形式）でメールにて提出。

写真は画質を保つため、wordに貼り付けずに、jpeg形式でお送りください。

※データでの提出が困難な場合はご相談ください

(3) 様式の入手方法

ホームページ 「第5期都筑区地域福祉保健計画」で検索

（URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5kichifuku.html）



担当：都筑区福祉保健課事業企画担当 鈴野・金高・近藤

TEL 948-2344

MAIL tz-tifuku@city.yokohama.jp

都筑区社会福祉協議会 中田・田村・山本

TEL 943-4058

MAIL info@tuzuki-shakyo.jp

第5期都筑区地域福祉保健計画 地区別計画冊子作成に向けたお願い

第5期地区別計画冊子作成にあたり、各地区の皆様以下のもをご提出いただきます。ご確認、ご検討をお願いいたします。

なお、第5期地区別計画冊子は第4期地区別計画冊子から内容を更新して作成します。

【提出をお願いするもの】

1. 第4期地区別計画の主な取組(振り返り)

令和5年度に実施した中間振り返りも参考に、第4期地区別計画でこれまで取り組んできた活動に対する評価などを 300文字程度で記載してください。

2. 第5期地区別計画の目標と取組

第5期地区別計画の目標及び目標達成に向けた取組について、ご記載下さい。目標は1～3つ程度が目安です。また、地区別計画を推進するうえでのキャッチフレーズがある地区(策定する地区)はあわせてご記載ください。

3. 表紙用写真および写真の説明文(枚数制限なし)

地域の福祉保健に関する取組写真と写真の説明文(1文程度)をご提出ください。写真以外にも、地区内の風景や絵画でも可とします。

4. 内面(地図面)掲載用の地域福祉保健活動の情報及び写真(個数制限なし)

地域の福祉保健活動に関する情報や関連する写真をご記載ください。

<3、4共通>

地区内で行われ、かつ幅広く開かれている取組・活動の写真を対象とします。

また、出来るだけ、第4期計画期間中(令和3年度から7年度まで)に撮影された写真をご提出ください。

5. その他

地区の概要や情報、地区のSNSの二次元コードなど地区別計画に掲載したい内容があればあわせてご提出ください。

※紙面に限りがあるため、ご相談させていただく場合がございます。

【提出期日・提出方法】

令和7年10月31日(金)までにデータ(word形式)でメールにてご提出をお願いします。写真はwordに貼り付けずに、jpeg形式でお送りください。

提出先：都筑区社会福祉協議会 (info@tuzuki-shakyo.jp)

担当：都筑区福祉保健課事業企画担当 鈴野・金高・近藤

TEL 948-2344 MAIL tz-tifuku@city.yokohama.jp

都筑区社会福祉協議会 中田・田村・山本

TEL 943-4058 MAIL info@tuzuki-shakyo.jp

() 地区

提出様式

1. 第4期地区別計画の主な取組（振り返り）

--

2. 第5期地区別計画の目標と取組

目標	取組

キャッチフレーズ： _____

3. 表紙用写真の説明文（1文程度）

--

※写真本体は word に貼り付けずに、jpeg 形式でお送りください。

4. 内面（地図面）掲載情報

活動名	説明文	写真の有無

※写真本体は word に貼り付けずに、jpeg 形式でお送りください。

※写真の枚数に応じて、適宜、行を追加してください。

【第5期地区別計画レイアウト案】

外面

依頼 1

依頼 2

依頼 3

第4期計画の主な取組
(300文字程度)

東山田地区 第5期計画
「わたしたちが目指すまち」

目標(1~3つ程度)と
目標に対する取組内容

※取組内容の個数に制限はありませんが、文字数に限りがあるため、調整させていただく場合があります。

東山田地区 (町名)

東山田町内会 親子運動会

地区別計画とは

地区の概要

目標 または 地区のキャッチフレーズ
キャッチフレーズを作成する場合は、地区名の下に入ります。

内面 (地図面)

依頼 4

活動写真

活動写真

活動写真

活動写真

活動写真

活動写真

活動写真

区の地図を挿入

元気休養
体健サークル
集：コミュニティホール東山田地区民会
日：毎月第3日曜日(祝日休) 10:00~11:30

集える場の一覧掲載はありませんので、載せたい活動(サロン等)は依頼4に記載してください。

地域ケアプラザや地区のSNSの二次元コード

依頼 5 (任意)

都筑区自治会町内会 会長 各位

都筑区連合町内会自治会
会長 吉野 富雄

令和6年度都筑区自治会町内会長研修の参加について（依頼）

秋冷の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

都筑区連合町内会自治会にて、自治会町内会長研修を企画しました。裏面記載の通り御申込の上、是非御参加くださいますようお願い申し上げます。

1 日 時

令和6年11月18日（月）19時00分～20時45分（受付開始 18時30分）

2 対象者

連合町内会自治会長・自治会町内会長、役員 等

※ 会場の都合上、各自治会町内会から2名以内の参加申込をお願いします。

3 定員

100名（先着順）

3 開催場所

都筑区役所6階大会議室

4 研修内容

テーマ：『木久蔵流・コミュニケーション』

登壇者：林家 木久蔵

登壇者プロフィール

1995年、初代・林家木久蔵（現在の林家木久扇）に入門。
2007年真打に昇進、二代目・林家木久蔵を襲名。
古典落語を中心に演じ、講演会では「木久蔵流、コミュニケーション術」
「木久蔵流・笑うが一番」などの演題で行っている。
著書『がんばらない子育て』（木久扇との共著）などを出版。

講演実績

2023年11月 防災講演（埼玉県）
2022年2月 自治連合会講演会（埼玉県）
2019年3月 地域の担い手育成講座（東京都） 等



5 申込方法

自治会毎におとりまとめの上、令和6年11月4日（月）（ただし先着順）までに、次のいずれかの方法で御申込ください。

(1) 電子申請での申込

右の二次元コードを読み込んでください。



(2) 申込書での申込（FAX・窓口）

別紙申込書を下記＜提出先＞まで御提出ください。

- ※ 受付は先着順となり、会場等の事情により御参加頂けない場合もございます。その場合のみ、代表者様あてに御連絡させていただきます。
- ※ お申込後は、当日会場へ直接お越しください。
- ※ いただいた個人情報は、「自治会町内会長研修」のためだけに使用します。
- ※ 当日の様子を撮影し、区のホームページや広報紙に掲載する可能性がありますので御了承ください。



＜提出先・お問合せ先＞

担当 都筑区連合町内会自治会事務局

関口・藤井（都筑区地域振興課）

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

電話：948-2231 FAX：948-2239

Email:tz-kurenkai@city.yokohama.jp

令和6年度自治会町内会長研修申込書

令和6年11月4日(月)(ただし先着順)までにご回答をお願いします。

【提出先】

☐ F A X : 9 4 8 - 2 2 3 9

☐ 窓 口 : 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
都筑区役所地域振興課 (5階 54 番窓口)

連合町内会自治会名 または 自治会町内会名	
-----------------------------	--

1 参加者 (会場の都合上、各自治会町内会から2名以内の参加申込をお願いします。)

【必須】 代表者 (参加者1)	氏名 (ふりがな)	()
(任意) 参加者2	氏名 (ふりがな)	()
【必須】 代表者電話番号	—	—
(任意) 代表者Eメール		@

- ※ 受付は先着順となり、会場等の事情により御参加頂けない場合もございます。
その場合のみ、代表者様あてに御連絡させていただきます。
- ※ お申込後は、当日会場へ直接お越しくください。
- ※ いただいた個人情報は、「自治会町内会長研修」のためだけに使用します。
- ※ 当日の様子を撮影し、区のホームページや広報紙に掲載する可能性がありますので御了承ください。

令和 6 年 9 月 20 日

都筑区地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区長 佐々田 賢一

令和 6 年度「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者の調査票の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、スポーツ振興、文化振興に格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、都筑区においては、スポーツ・文化の分野においてめざましい活躍、顕著な功績のあった方を「都筑スポーツ・文化賞」にて表彰しております。

つきましては、令和 6 年度の対象者を調査するため、貴団体に受賞候補者（都筑区内に在住、在学または在勤）がいらっしゃる場合には、調査票を御提出くださいますようお願い申し上げます。

原則、都筑スポーツ・文化賞の推薦には本調査票の御提出が必須となりますので、御了承ください。なお、大会の詳細や受賞内容の確認等で、本人にお話を伺う際には、あくまでも表彰候補者の調査であり、必ずしも表彰されるとは限らない旨をお伝えください。

また、いただいた個人情報、都筑スポーツ・文化賞の事務のみに利用いたします。

今後の流れについては、別紙を御参照ください。

御多忙の折、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

1 対象期間

令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 6 年 10 月 31 日（木）

2 御提出いただく書類

（1）調査票

（2）候補者の成績を表す資料の写し（賞状、新聞記事の写し 等）

3 調査票の期限

令和 6 年 11 月 6 日（水）※大会等の状況により、上記期限に間に合わない場合は地域振興課までご一報ください。

4 提出先

FAX：045-948-2239 E-mail：tz-sports@city.yokohama.jp

郵送：〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 3 2 - 1

都筑区役所地域振興課 「都筑スポーツ・文化賞」担当

都筑区役所地域振興課 深澤・石井

TEL：045-948-2235

E-mail：tz-sports@city.yokohama.jp

<表彰基準について>

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手（3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。）
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

<表彰対象者について>

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

ご不明な点がありましたら、下記担当にご連絡ください。

都筑区役所地域振興課区民活動係 担当 深澤、石井
TEL:045-948-2235
FAX:045-948-2239
E-mail:tz-sports@city.yokohama.jp

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(個人用)

自治会・町内会	
---------	--

記入者 : _____

推薦者名 : 会長 _____

記入者連絡先 : _____

記入者住所: 〒 _____

※推薦者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補者	ふりがな	年齢・学年(提出時点)	性別
	氏名 (楷書で正確をお願いします。)	才	男・女
	年 生		
	※いずれかに○をつけてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都筑区在住 ・ 都筑区在学(学校名: _____) ・ 都筑区在勤 		

大会、コンクール名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 年 月 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス 等 【文化】美術、書道、囲碁将棋、パレエ 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】走り幅跳び、100m平泳ぎ、シングルス 等 【文化】中学生の部、一般の部 等)
成績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。

→裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

<表彰基準について>

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手(3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。)
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

<表彰対象者について>

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係
担当 深澤、石井
TEL:045-948-2235
FAX:045-948-2239
E-mail:tz-sports@city.yokohama.jp

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(団体用)

自治会・町内会	
---------	--

記入者 :

推薦者名 : 会長

記入者連絡先 :

記入者住所: 〒

※推薦者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補チーム	ふりがな
	チーム名 (楷書で正確をお願いします。)

大会、コンクール名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 年 月 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス、サッカー 等 【文化】吹奏楽、管弦楽、合唱 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】400mリレー、4×200m自由形、ダブルス 等 【文化】小編成部門、混声合唱の部 等)
成績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。

→裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

<表彰基準について>

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手(3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。)
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

<表彰対象者について>

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係
担当 深澤、石井
TEL:045-948-2235
FAX:045-948-2239
E-mail:tz-sports@city.yokohama.jp

都筑スポーツ・文化賞の今後の流れ

日程	内容等
11月6日(水)	調査票の受付期限 ※1
11月上旬	調査票の提出があった方に推薦書の提出依頼させていただきます。
11月中旬	推薦書提出期限 ※2
12月上旬～中旬	受賞可否及び表彰式についてのご案内の発送
1月6日(月)	表彰式

※1 大会等の状況により、間に合わない可能性のある場合は、地域振興課までご一報ください。

特に、10月後半に開催される大会がある場合には、大会前のご連絡をお願いいたします。

※1 大会の規模や受賞結果等について、調査票の内容を元にお伺いする事がございますので、ご了承ください。

※2 期限が変更になる可能性がございます。

※2 都筑スポーツ・文化賞の受賞には再度、推薦者による推薦書の提出が必須となりますので、ご了承ください。

地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区交通安全対策協議会会長
都 筑 区 長 佐々田 賢一

令和 6 年度都筑区交通安全功労者表彰候補者の推薦について（依頼）

清秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、交通安全対策事業の推進につきましては、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、都筑区交通安全対策協議会（事務局 地域振興課）では、交通安全と交通道德の普及・高揚に顕著な功績のあった個人又は団体に対して感謝の意を表し、なお一層の活動の推進を期する目的で、交通安全功労者表彰を別紙要綱に基づき実施しております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴地区から候補者を御推薦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 推薦方法

連合町内会自治会長様より別添推薦書により、個人または団体を御推薦ください。

2 候補者数について

1 名または 1 団体とします。

3 提出期限

令和 6 年 11 月 29 日（金）迄とさせていただきます。

4 表彰式

令和 7 年 2 月 27 日（木）開催予定の「都筑区交通安全対策協議会総会」の前に同会場で表彰いたします。

5 提出及び問い合わせ先

都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区 総務部 地域振興課 地域振興係

担当 村尾、安部 TEL 948-2232 Fax 948-2239

E-mail sh27-abe@city.yokohama.jp

※推薦書フォーマットのデータが必要な方は、上記 E メール宛ご一報ください。

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

区連会 9月定例会説明資料
令和6年9月20日
水道局配水課

横浜市水道局
配水課長

地下漏水調査の実施について

日頃から、横浜市水道事業に御理解と御協力賜り厚くお礼申し上げます。
横浜市水道局では、漏水事故防止の一環として、調査会社に委託して地下漏水調査を実施いたします。

1 調査概要

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 調査名 | 漏水調査作業委託（その2） |
| (2) 調査場所 | 都筑区内全域 |
| (3) 調査会社名 | 株式会社 管路計画 |
| (4) 所在地 | 横浜市中区翁町2-8-5-302 |
| (5) 電話番号 | 050-6861-3218 |
| (6) 現場責任者 | 鈴木 一功 |

2 調査期間

令和6年10月上旬から令和7年2月中旬までの平日

3 調査時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 調査方法

道路上における路面音聴調査と、宅地内に立ち入る漏水確認調査を行います。

(1) 路面音聴調査

路面音聴調査とは、道路内に埋設されている水道局の配水管（水道の本管）及びお客さまが所有する給水管を対象に、調査員が漏水探知器を使用して、道路上から漏水音の有無を確認する調査方法です。

(2) 漏水確認調査

漏水確認調査とは、路面音聴調査によって漏水の疑いが確認された場合、お客さまの宅地内で漏水調査機器を用いて漏水箇所を特定する調査方法です。

宅地内を調査する場合には、事前にお客さまの許可を得てから行います。

また、御不在の場合は、改めて御訪問させていただきます。

<連絡先>

水道局配水部配水課漏水管理係
担当 土志田・伊東・櫻井
電話 331-1838
FAX 332-1442

ろうすい

漏水調査のお知らせ

水道局では、漏水調査会社に委託して都筑区内全域の漏水調査を行います。

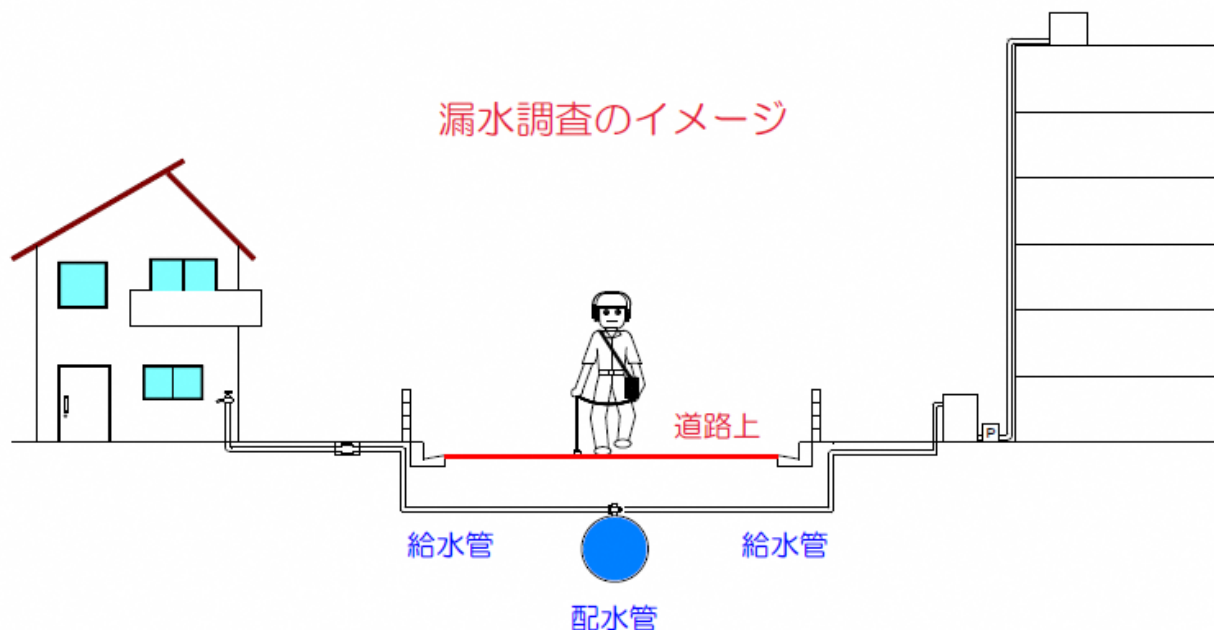
調査期間 令和6年10月上旬から令和7年2月中旬までの平日

調査時間 午前8時45分から午後5時15分まで

- ★ 調査は下図のように**道路上**で調査します。
- ★ 漏水調査費用は**無料**です。
- ★ 漏水調査により漏水の疑いがある場合、該当するお客さまにはお声掛けをいたしますが、**漏水が無い場合はお声掛けをいたしません。**

※最近悪質な訪問が横行しています。不審者には十分お気をつけ下さい。

夜間・土・日・祝日のお問い合わせは、お客さまサービスセンター はちよんなな **847-6262**へお電話下さい。
※おかけ間違いのないようご注意ください。



ろうすい

横浜市水道局 配水課 漏水管理係

横浜市保土ヶ谷区仏向西4-1

電話：045-331-1838（平日:午前8時45分から午後5時15分まで）

担当：土志田・伊東・櫻井

漏水調査委託会社の制服

お客様がお住いの地域では「株式会社 管路計画」に
水道局が委託して漏水調査を実施します。

下記作業服を着用した調査員が漏水調査を実施しますので、
ご協力をお願いいたします。



作業服の背中に貼り付けてあります。



左腕に腕章をしています。

水道局発行の
「委託調査員証明書」
を着用しています。

日中でも夕刻時や交通量の激しい地域は注意
喚起の為、反射ベストを着用します。



株式会社 管路計画

横浜市中区翁町2-8-5-302 電話：050-6861-3218

すすき かすのり

現場責任者：鈴木 一功

携帯電話：090-6024-6301

令和6年度

高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

【実施機関：令和6年10月1日～令和6年12月31日】

インフルエンザについて	インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。 また、普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。 高齢者や免疫力の低下している方では肺炎等を併発し、重症になることがあります。
1 対象者	横浜市内に住民登録があり、 接種日現在で次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の方 (2) <u>60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、 又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方</u>
2 実施期間	令和6年10月1日から令和6年12月31日まで ※「横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関」の休診日を除く。
3 接種場所	横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関（以下「協力医療機関」） 【ご注意】◆協力医療機関以外での接種は、この事業の対象とはなりません。 ◆接種日時は協力医療機関によって異なりますので、必ず事前に電話などで確認してください。（予約が必要な場合もあります。） ◆協力医療機関名簿は、横浜市医療局のホームページで確認してください。 → <input type="text" value="横浜市 高齢者インフル"/> <input type="button" value="検索"/>
4 接種費用	2,300円（医療機関でお支払いください） ◆次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、接種する際に、所定の書類を医療機関にご提出していただくことにより、無料で接種を受けることができます。（詳細は3ページ参照） (1) ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方 (2) 生活保護を受けている方（保護基準の見直しにより保護廃止となった方を含む） (3) 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方 ・実施期間を過ぎると2,300円又は無料で接種を受けることができなくなりますのでご注意ください。
5 接種に必要なもの	住所・氏名・年齢を確認できるもの（運転免許証や健康保険証など） < 1対象者(2)に該当する方は、 <u>身体障害者手帳や診断書等の障害の程度が確認できるもの。</u> > < 4接種費用免除対象者に該当する方は、所定の書類（詳細は3ページ）>
6 接種回数	1回 （2回接種した場合、2回目は全額自己負担となります。）
7 問い合わせ	横浜市予防接種コールセンター （午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始を除く)） 電話：045-330-8561 FAX：045-664-7296
8 新型コロナワクチンとの接種間隔について	インフルエンザワクチンと、新型コロナウイルスワクチンとの同時接種については、 <u>特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、接種間隔に制限はありません。</u> （参考：令和6年6月5日現在 厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンQ&A」）

1 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種は、高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。予防接種後、免疫がつくまで2週間程度かかり、ワクチンの免疫効果は約5か月といわれています。通常、流行期は12月中旬以降とされていますが、流行が早まる可能性もあるため、早めの接種が効果的です。

インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、ウイルスの流行を予測してワクチンを製造しています。一般的には、65歳以上の方は毎年1回の接種で効果があります。

2 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

(1) 一般的な注意事項

ア インフルエンザ予防接種は、**ご本人が接種を希望する場合**に接種を行いますので、有効性や副反応等を十分に理解した上で接種を受けてください。

イ 認知症状等があって、最終的にご本人の意思確認ができなかった場合には、本市の費用助成による接種を受けることはできません。

ウ **市外の医療機関での接種を希望する場合**は、予防接種健康被害救済制度の適用を受けるにあたり、接種前に横浜市が発行する「予防接種実施依頼書」の申請が必要になります。詳細については、お住まいの区の福祉保健課にお尋ねください。ただし、**接種費用は全額自己負担**となります。

(2) 予防接種を受けることが適当でない方

ア 明らかな発熱（37.5度以上）を呈している方

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

ウ インフルエンザワクチンの接種液の成分によって、アナフィラキシー^(※)を起こしたことがある方
(※アナフィラキシー：通常、接種後約30分以内に起こる激しいアレルギー反応のこと)

エ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方

オ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方

イ 過去にけいれんの既往のある方

ウ 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方

オ インフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方

(4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

ア 接種後30分間は急な副反応が起こることがあるため、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

イ インフルエンザワクチンの副反応は24時間以内に多く出現するため、この間は体調に注意しましょう。

ウ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

エ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

局所の発赤、腫脹、疼痛などが主な副反応です。全身反応として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐・吐き気、下痢、食欲減退、関節痛、筋肉痛等がありますが、通常2～3日中に消失します。過敏症としてまれに発疹、じんましん、紅斑、そう痒感等があります。また、ごくまれにショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレー症候群、けいれん（熱性けいれんを含む）、肝機能障害、黄疸、喘息発作、血小板減少性紫斑病、血小板減少症、血管炎、間質性肺炎、脳炎・脳症、脊髄炎、皮膚粘膜眼症候群、ネフローゼ症候群、急性汎発性発疹性膿疱症、視神経炎、振戦等の報告があります。

接種後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、血圧低下、高熱などが現れたら、医師の診察を受けてください。

4 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になる、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。予防接種による健康被害が生じた場合の手続きについては、各区福祉保健課にお問い合わせください。

5 接種費用の免除について

～免除対象者であることを確認できる書類が必要です～

次のいずれかの条件に該当する方は、接種する際に、**下表のいずれかの書類を協力医療機関へ提出することにより接種費用（2,300円）が免除されます。**

対象となる方	必要な書類（接種を受ける方の分に限りません）
ア ご本人を含む世帯全員が市民税非課税世帯の方	① 「介護保険料額決定通知書」のコピー （65歳以上の方に毎年6月中旬～下旬に送付されます。） ② 「介護保険料額通知書」のコピー （新たに横浜市の介護保険に加入された65歳以上の方や、介護保険料額が変更となった方に発送されます。） ③ 「介護保険負担限度額認定証」のコピー （認定内容が 利用者負担第1段階～第3段階①または② の方が対象です。） ④ 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」のコピー
イ 生活保護を受けている方（保護基準の見直しにより保護廃止となった方も含む）	⑤ 「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ⑥ 「生活保護費支給証」のコピー ⑦ 「生活保護受給証明書」（原本に限る）
ウ 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方	⑧ 「本人確認証」のコピー
【ご注意】①②⑤⑥については令和6年度（2024年度）のもの、③については適用期間が令和6年8月1日以降のもの、④については発効期日が令和6年8月1日以降のものをご用意ください。	

※ア～ウの条件に該当するが、①～⑧の書類がお手元がない場合

「**高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除対象者確認書**」の交付を受けてください。

必要な手続きは、以下のとおりです。

- ・手続きは代理の方でも可能です。（代理の方が郵送で申請する場合、本人の委任状、接種を受ける方の本人確認書類のコピー及び代理の方の本人確認書類のコピーを同封してください。）
- ・令和6（2024）年1月1日時点で、**本人含む世帯員の中で横浜市外在住の方がいる場合は、手続き内容が変わります。詳しくは区福祉保健課までお問い合わせください。**

	区役所窓口での申請	郵送での申請
申請先	区福祉保健課健康づくり係	医療局健康安全課
受付期間	10月1日（火）～12月27日（金） （※土・日・祝日を除く）	10月1日（火）～12月6日（金） （※12月6日までの消印有効）
手続方法	申請手続きには、接種を受ける方の健康保険証、運転免許証など住所・氏名・年齢を確認できるものが必要になりますので、ご持参ください。60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳や診断書を確認させていただきます。 被接種者の同一世帯員の方が代理で申請する場合、代理の方の本人確認ができるもの、また、同一世帯員以外の方が代理で申請する場合、代理の方の本人確認ができるもののほか、接種を受ける方の印かん又は委任状も合わせてお持ちください。	① 横浜市医療局ホームページより専用の様式を印刷して、必要事項を記入 します。または、便せんなどの用紙に、「 高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除申請 」及び「 自己負担免除の確認となる対象者及びその属する世帯員の市・県民税の課税状況等について調査することに同意します 」と明記し、接種を受ける方の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番号を記入します。 ② 返信用の封筒 を用意し、住所・氏名・郵便番号を記入し、 110円分の切手を貼付 します。（高齢者施設等入所者分の一括申請の場合も、郵送料相当の切手を貼付します。） ③ 上記①②を封筒に入れ、横浜市医療局健康安全課（住所は裏面下部）に送付します。
発行までの期間	原則として申請当日	10日～2週間程度

予防接種に関するご質問にお答えします。お気軽にご相談ください。

横浜市予防接種コールセンター

電話：045-330-8561

FAX：045-664-7296

午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)

対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、ネपाली

■各区福祉保健課 健康づくり係

開庁日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間：8:45～17:00（窓口） / 8:45～17:15（電話）

青葉	☎ 978-2438	FAX 978-2419	瀬谷	☎ 367-5744	FAX 365-5718
旭	☎ 954-6146	FAX 953-7713	都筑	☎ 948-2350	FAX 948-2354
泉	☎ 800-2445	FAX 800-2516	鶴見	☎ 510-1832	FAX 510-1792
磯子	☎ 750-2445	FAX 750-2547	戸塚	☎ 866-8426	FAX 865-3963
神奈川	☎ 411-7138	FAX 316-7877	中	☎ 224-8332	FAX 224-8157
金沢	☎ 788-7840	FAX 784-4600	西	☎ 320-8439	FAX 324-3703
港南	☎ 847-8438	FAX 846-5981	保土ヶ谷	☎ 334-6345	FAX 333-6309
港北	☎ 540-2362	FAX 540-2368	緑	☎ 930-2357	FAX 930-2355
栄	☎ 894-6964	FAX 895-1759	南	☎ 341-1185	FAX 341-1189

■横浜市医療局ホームページ

高齢者インフルエンザ予防接種に関する情報が掲載されています。



QRコードが読み取れない場合は

横浜市 高齢者インフル

検索

◆インフルエンザの予防のために◆ ～普段から日常生活にも気を配ることが有効です～

インフルエンザは、咳やくしゃみを介して感染します。手洗いをはじめ、次のようなことにも注意して、普段からインフルエンザの予防を心掛けましょう。

○こまめな手洗い

…食事前、帰宅後はせっけんで手を洗いましょう。

○十分な睡眠とバランスのよい食事

…よい健康状態を保ち、免疫力低下を防ぎましょう。

○適度な湿度（50～60％）を保つ

…のどの粘膜の防衛機能低下を防ぎましょう。

○人混みや繁華街への外出を控える

…乾燥状態になりやすい冬場はウイルスに接触する機会が多くなります。

インフルエンザにかかるリスクを下げるためにも、早めに予防接種を受けましょう。

お知らせ

令和6年9月

「令和6年度 新型コロナワクチン接種」について

新型コロナワクチンの定期接種が始まります。対象の方は接種をご検討ください。

接種券は不要です。

【期間・回数】10月1日(火)～1月31日(金)で1回接種

【対象者】①65歳以上の人 ②60～64歳で一定の障害がある人

【自己負担額】3,000円(市民税非課税世帯等の場合は自己負担免除)

【接種場所】市内の協力医療機関

※本事業は補正予算案の議決後に確定します。

※ワクチンの接種は任意です。ワクチンの効果や

副反応については、ウェブページを確認してください。

※接種期間・予約方法等は医療機関によって異なります。事前に必ずかかりつけ医等に相談してください。

詳しくはこちら↓



お問い合わせは「横浜市予防接種コールセンター」まで。

横浜市予防接種コールセンター

電話：045-330-8561

FAX：045-664-7296

午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

※こちらの電話では予約はできません。予約は直接医療機関にご連絡いただくようお願いいたします。



都筑の 魅力再発見!

つつまてくてく スタンプラリー

令和6年11月1日(金)~30日(土)

《場所》
横浜市都筑区内の公園・緑道

都筑区ならではの公園・緑道を巡るスタンプラリー
を実施します!コースを制覇すると、素敵な景品が
当たるチャンス!
専用ページにアクセスして、ぜひご参加ください。

参加費
無料

データ通信量は除く

参加方法

STEP 1 専用ページアクセス ▶ **STEP 2** 参加登録後、スタンプを集めよう! ▶ **STEP 3** 景品応募

ルートは区内公園・緑道を巡る「北コース」「南コース」です。ルートは専用ページからご参照ください!

景品



都筑区出身
石川選手サイン入り
キャップ 5名様
サイン色紙 5名様
Kanagawa
レプリカユニフォーム
2名様

A 横浜ベスターズ



選手サイン入り
フラッグ
10名様

B 横浜F・マリノス



ミニタオル
10名様

C 横浜ビー・コルセアーズ



エコバッグ
(ホワイト・グレー) 2名様
小布 和タオル
セミウォッシュ 6名様
フェイスタオル
(ブラック) 2名様

D 新横浜公園



都筑消防署
グッズ詰め合わせ
20名様

E 都筑消防署



横浜市交通局
みなとぶらり
チケットワイド
5名様

F 横浜市交通局

スタンプの場所や景品応募など、本イベントの詳細は専用ページよりご確認ください。
北コースと南コースのうち、どちらか一方のコースを制覇すると抽選権を1口、両方のコースを制覇すると、
抽選権を2口取得できます。

※厳正なる抽選の上、当選者の発表は、
景品の発送をもって代えさせていただきます。

主催:都筑区役所 都筑区制30周年記念事業実行委員会

横浜市都筑区役所福祉保健課 ☎045-948-2341

《参加方法の問い合わせ》都筑区デジタルスタンプラリー事務局 ☎045-263-6926 平日10時~16時(土日祝除く) 📧tsuzuki30-stamprally@event-annai.com

無料

～健康は健口(けんこう)から～

区連会9月定例会説明資料
令和6年9月20日
都筑区高齢・障害支援課

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和6年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和6年9月1日～令和7年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※の方**

※ **要支援1・2、要介護1・2の方は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に本事業の対象となります。**

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けていない方

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は
(一社)横浜市歯科医師会 歯科医療連携室
電話:0120-814-594 FAX:0120-458-557

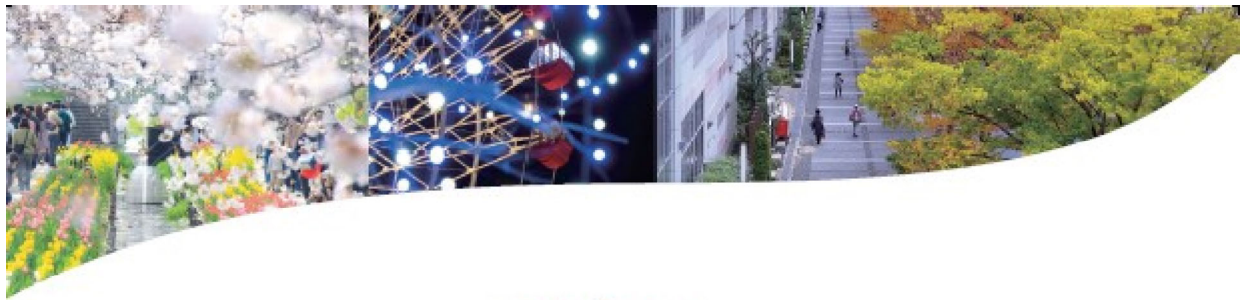
在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	<input type="checkbox"/> 家族() <input type="checkbox"/> 担当ケアマネージャー <input type="checkbox"/> その他()		
電話番号		FAX番号	

利用者(患者)氏名	ふりがな	男・女	
生年月日	年 月 日	満	歳
住所	〒 横浜市 区		
電話番号			
介護認定	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 医科の訪問診療介入有 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5		
・生活保護	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・医療保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
・障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
・かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・かかりつけ主治医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
医院・医師名	電話番号	医院・医師名	電話番号
患者さんの状態(環境)			
<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 寝たり起きたり <input type="checkbox"/> 自力で移動できる <input type="checkbox"/> 移動に介助が必要			
訪問健診希望曜日		駐車スペース	
	月 火 水 木 金 土 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
午前			
午後			

FAX 0120-458-557
 横浜市歯科医師会 歯科医療連携室



そして未来へ



30周年特設サイト



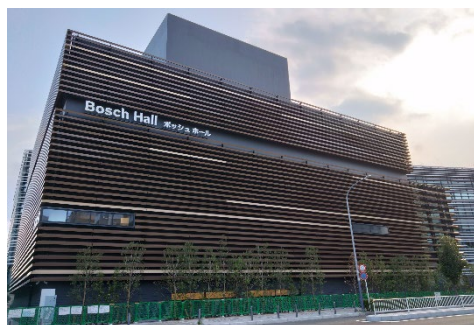
都筑区 区民文化センターニュース 第10号(最終号)

発行：令和6年9月20日

本市では、区の文化活動拠点となる都筑区民文化センターの整備を進めてきました。
今回のニュースでは、指定管理者の決定、施設の予約に関する案内等をお知らせします。

1 整備の進捗状況

地域の皆様のご意見なども踏まえ、「多様性に対応できる、柔軟性を大切にした」区民文化センターの整備に向け、事業を進めてきましたが、約1年4か月に渡る工事が無事完了し、8月15日に事業者より引渡しを受けました。多目的な演目に対応したホールや文化芸術作品を展示できるギャラリーなど、様々な施設・設備を備えております。現在、令和7年3月のオープンに向けて準備をしておりますので、どうぞご期待のうえお待ちください。



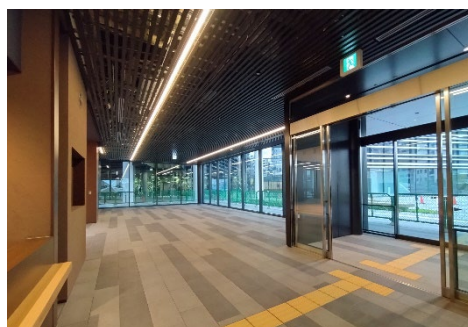
区民文化センター 外観



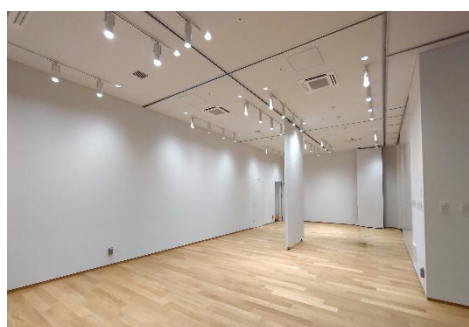
ホール 緞帳も出来上がりました



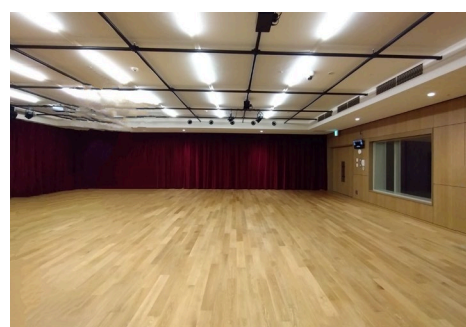
ホール座席(約300席)



エントランス



ギャラリー



リハーサル室

2 指定管理者の決定について

「横浜市都筑区民文化センター指定管理者選定評価委員会」の審査及び令和6年第2回市会定例会での議決を経て、都筑区民文化センター「ボッシュ ホール」を管理運営する指定管理者が決定しました。

◆指定管理者

つづきアート&メディアパートナーズ

代表団体 株式会社 tvk コミュニケーションズ

構成団体 株式会社神奈川新聞社、株式会社東急コミュニティー

◆評価された点

- ・インターンシップの取組や「ステージコンシェルジュ」、横浜市北部4区(港北区、緑区、青葉区、都筑区)の連携などの提案等
- ・団体の持つ広報力、発信力等

3 ウォールアート制作ワークショップの実施について

事業提案型土地活用事業の選定事業者であるボツシュ株式会社の提案により、「次世代の子どもたちにも愛される施設となる」ことを目的として、区民文化センター2階ホワイエの壁に、子どもたちによるワークショップを踏まえたウォールアートの制作を行いました。

都筑区在住経験のあるアーティストの山下良平氏に制作を依頼し、近隣の横浜市立中川中学校及び東京横浜独逸学園の皆様にもご協力いただきました。

2階ホワイエへお越しの際は、ぜひご覧ください。

- ・第1回（令和5年11月）：デザインの参考とする「都筑区のイメージ」を意見交換するワークショップ
- ・第2回（令和6年5月）：制作のワークショップ



▲第1回ワークショップ



▲第2回ワークショップ

山下 良平 氏

「躍動」を一貫したテーマに絵画作品を創作。代表作はサムライやアスリートシリーズ。自身のアートブランドである「LIKE A ROLLING STONE」を立ち上げ、作品の発表を行う。

4 施設の利用に関するご案内

施設の利用方法や予約等に関しては、都筑区民文化センター「ボツシュ ホール」のホームページにて発信していきます。ご利用をご検討の方は、以下のホームページ URL または二次元コードからご確認ください。

またこのほか、開館記念イベントや一般内覧会等の企画についても、同ホームページにて随時発信していく予定です。



発行：都筑区役所 区政推進課
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
電話 045-948-2226 FAX 045-948-2399 Eメール tz-plan@city.yokohama.jp

都筑区民文化センターニュースは今号で最後となります。今までご覧いただきました皆様、ありがとうございました。

今後の都筑区民文化センター「ボツシュ ホール」に関する詳細は、こちらの HP からご確認ください。「都筑区民文化センター「ボツシュ ホール」」 <https://tsuzuki-wcc.jp/>





都筑野菜

朝市

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に
身近で消費することで輸送に伴うCO₂が抑えられる“環境にやさしい野菜”です。
朝市を利用して地産地消を進めましょう!

日時 毎月 第2・4火曜日 / 第4土曜日 9:30~12:00

※売り切れ次第終了

※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

月	第2火曜日	第4火曜日	第4土曜日
10	10月8日(火)	10月22日(火)	10月26日(土)
11	11月12日(火)	11月26日(火)	11月23日(土)
12	12月10日(火)	お休み	
R7.1	1月14日(火)	1月28日(火)	1月25日(土)
R7.2	2月11日(火)	お休み	
R7.3	3月11日(火)	3月25日(火)	3月22日(土)

上記日程のほか、11月3日(日・祝)開催の都筑区民まつりにも出店!
10月26日(土)からは焼き芋の販売(※)も開始します!
ぜひマイバッグをお持ちのうえ、お越しください。

※天候の影響等により、予告なしに販売開始時期を変更する場合があります。
材料がなくなり次第、焼き芋の販売は中止となります。

会場

都筑区総合庁舎 (市営地下鉄センター南駅下車 徒歩6分)

【火曜開催】 駐車場横通路 【土曜開催】 中庭(消防署前)



<出店農家一覧>

開催日	出店農家	販売品
10月8日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
10月22日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
10月26日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
特別 出店 11月3日(日・祝)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
11月12日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
11月23日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
11月26日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
12月10日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
12月24日(火)	お休み	
12月28日(土)		
1月14日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
1月25日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
1月28日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
2月11日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
2月22日(土)	お休み	
2月25日(火)		
3月11日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
3月22日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
3月25日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜

※天候影響等により、予告なしに農作物の品薄や中止する場合、出店農家が変更になる場合があります。

ニュースレター
News letter vol.04



「地域の新しいつながり」をテーマにスタートしています

自治会町内会の新たな地域活動スタイルを目指す「都筑スタイル アクションセミナー」。地域における学生との協働やプロボノ^{*}との連携などの事例紹介のほか参加者同士の交流を実施。これからの様々なつながりのあり方について学びました。

※プロボノとは、社会的・公共的な目的のために、職業上の経験や専門知識を活かしたボランティア活動のこと

自治会町内会をはじめとした 地域とのつながりを考える交流会

都筑スタイルでは、様々なテーマで地域活動をされている方々にもご参加いただいています。アクションセミナーの開催に先立ち、NPO 法人情報誌「tsuzuki ANCHOR」の掲載団体を対象とした交流会を実施しました。



詳しくは中面をご確認下さい！



レポート

アクションセミナー

7月7日(日)“地域の新しいつながり”をテーマに「都筑スタイル アクションセミナー」が開催され、77名の参加がありました。前半の事例紹介では、原島さんと森さん(NPO 法人まち×学生プロジェクト plus)が、地域と学生が対等の立場で一緒に実行することの大切さを、北詰さん(認定NPO 法人サービスグラント)とプロボノワーカーの米倉さんは、自治会活動の一部、例えばチラシ作成等でプロボノを活用する

例を発表していただきました。トークセッションでは、「外の力を借りてやりたいことに注力する」「新しい住民を積極的に迎える」「何を指すかの共有が大切」など、つながりの意義や心構えについて深堀りしました。今年度もシェアリーカフェさん(NPO 法人I Love つづき)のコーヒーで小休憩をした後、後半は自治会町内会の方と地域活動をしている方が一緒に、身近なつながりの事例を話し合いまし

た。最後は「地域の中で新たなつながりをつくるために、大切と感じた考え方や行動」を各自がグループ内で発表。「コミュニティカフェを作りたい!」や「垣根を越えて一緒に行動する!!」など、やりたいことやありたい姿がエネルギーギッシュに語られました。閉会後も会場に残り、参加者同士で交流を深める人の姿が見られ、希望にあふれる出会いの場となりました。

アクションセミナーに参加された方の感想やコメント

- つながりを実践する方法を知ることができた。
- 他の団体の方々と課題や解決案を共有できた。
- 様々な立場の方から異なる視点での話を伺えた。
- 自治会町内会の中だけでない、多様なつながり方があると改めて認識できた。



NPO交流会

6月1日(土)「tsuzuki ANCHOR NPO交流会」が行われ、都筑区を中心に福祉、子育て、まちづくり、文化芸術などの分野で活動しているNPO法人13団体15人が集まりました。

コーディネーターは奥村さん(株式会社GENプランニング)です。

オープニングの自己紹介では団体の目的や活動の内容が熱く語られ、思いの強さが伝わってきました。つづく事例紹介では、佐藤さん(NPO法人こども応援ネットワーク)と野々垣さん(クラブハウスすてっぷなな)が発表。地域とつながったきっかけと活動が広がっていった取組の紹介もあり、“世代や立場を超えたつながり”や“一緒に活動するこ

との大切さ”が伝えられました。

後半は「自治会町内会や企業、人と出会い、つながって良かったと思うこと」や「目指したい地域コミュニティとNPOの未来像」をテーマにグループワークを行いました。

人や団体と出会うこと、つながることが活動の幅をひろげ、さらには街づくりへと発展することなどを共有しました。



アドバイザー派遣

自治会町内会が抱えている課題の解決に向けアドバイザー(専門家)を派遣するプログラムが始まりました。今年度は3地区から早々に申込があり、その内容は「多くの人に参加してほしい」「活気ある定例会にしたい」「回覧板を電子化したい」「町内会活動のDX化を進めたい」などです。自治会町内会の様々なニーズに合わせたアドバイザーを選定し、活

動の魅力アップや効率化につながるサポートを行ってまいります。またアドバイザー派遣を利用して「実際にやってみよう」と思ったイベントや事業の実現に向けて支援金を活用できるオプションメニューもあります。

申込方法や詳細は都筑区ホームページをご覧ください。

*アドバイザー派遣は先着4地区限定のため定数に達している場合があります。

お申し込みなど都筑スタイルの詳細はこちらへ

都筑スタイル

検索



自治会町内会魅力UP 集合コンサルティング

自治会町内会活動の魅力アップや地域が抱える共通の課題をテーマに、具体的な事例紹介や参加者同士の学び合いを通して、課題解決のヒントを得る集合コンサルティング(3回連続講座)が10月からスタートします。昨年の「防災編」に続き、今回のテーマは「新たな担い手の確保」。

講座では、デジタル活用による活動の効率化や、分かりやすく伝わる運営マニュアルの作成など、若い世代や現役世代が参加しやすい、参加したくなる自治会活動のヒントなどをお伝えします。豊富な事例をもとに実践できる内容です。

令和6年度
都筑スタイル
まちの未来を創る自治会運営事業

自治会町内会魅力UP集合コンサルティング 『すぐ使える!新たな担い手を取り込む自治会運営術』

【3回連続講座 / 無料】

地域の課題を解決する自治会町内会が、一緒に学び合い、課題解決にチャレンジしていくための講座です。今回は、若い世代や子育て世代等の「若い担い手」を中心にご参加しやすい、参加してみたい自治会活動や課題のヒントを、豊富な事例をお伝えいたします。

先着順

- 第1回** 10/12(土) 10:00～12:30 都筑区民活動センター
持続可能な自治会町内会の実現に向けて
若い世代が参加しやすい活動・運営に向けた事例紹介、自治会の取り組みの分析やグループワークなどから、今できることを学びます。
- 第2回** 11/9(土) 10:00～12:00 都筑区民活動センター
デジタル活用で自治会活動の効率化を図ろう
「限られた作業を効率化したい」「若い世代にも参加してほしい」といった課題を解決するデジタルツールやアプリを活用し、自治会活動の効率化や関係者の負担軽減に役立つ効果的な活用術も分かりやすくお伝えします。
- 第3回** 12/14(土) 10:00～12:00 都筑区民活動センター
誰もが参加しやすい自治会町内会を目指そう
アンケートから若い世代を巻き込んだ活動事例で学ぶ実務ノウハウ、むらびで応用可能な運営マニュアル作成のコツなどをお伝えします。

対 象 都筑区内の自治会町内会や活動している方(約20名程度)
※参加費は、3回すべてお集まりいただいた方のみとなります。
※当日は、お昼食は各自でご用意ください(お弁当も可)。

講 師 株式会社 KITABA、代表取締役 渡部 宏 氏
コミュニティデザイン室長 坂田 沙織 氏ほか

申込期間 令和6年10月1日(火) 17時
申込方法や詳細については、都筑区ホームページをご覧ください。

都筑区民活動センター 都筑区民活動センター 1階 045-948-2237
〒227-8501 横浜市都筑区都筑1-1-1

プログラムバンク(まちの先生)活用例

都筑区民活動センターのプログラムバンクでは「まちの先生」の特技や経験を生かしたイベントや講座などのプログラムを紹介して自治会町内会をはじめとした地域のつながりづくりを応援しています。

子ども会

バルーンアートのショーを見た後はみんなで一緒にバルーンを作って、楽しい思い出づくりができます。



自治会町内会

おいしいコーヒーを淹れるコツやオリジナルブレンド作りまで! コーヒーを通じた多世代交流の企画としたいかがですか?



敬老会

マジックや腹話術、歌とダンス、しっかりと聞き惚れる音楽鑑賞、一緒に歌えるコーラスなど、たくさんの元気をお届けできます。



詳しくはプログラムバンクのホームページをご覧ください。

マスコットキャラクター
モモちゃん



ご相談は区役所1階 都筑区民活動センターへ
電話：045-948-2237

祝!区制
30周年



第30回 都筑区民 まつり

2024
11/3

日・祝

笑顔あふれる ふるさと都筑

10時～15時
(荒天中止・小雨決行)

会場

都筑区総合庁舎周辺・センター南駅周辺

飲食物の調理販売は、センター南駅前「砂の広場」でのみ行います。



会場周辺は交通渋滞が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

開催可否は当日午前7時から都筑区役所ホームページでお知らせします。

※パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は、横浜市コールセンター
(TEL:664-2525 当日午前8時から)までお問合せください。

都筑区民まつり

検索

センター南駅
周辺

PRコーナー
物品販売(飲食物含む)
お囃子
福祉保健コーナーなど

砂の広場

飲食物調理販売

都筑区総合庁舎
周辺・区民ホール

PRコーナー
物品販売(飲食物含む)
福祉バザーなど

すきつぷ広場

開会式、ステージ

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

資源循環局都筑事務所長

プラスチックごみ分別拡大に向けた住民説明会の開催について（ご案内）

中秋の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、都筑区においては、**新しい分別ルールを令和7年4月から実施**いたします。

資源循環局では、実施までの間、広報やパンフレット等を活用し市民の皆様へお知らせするとともに、御要望のある地域においては住民説明会を開催させていただきます。

説明会の内容については、地域の皆様に寄添い柔軟に対応いたします。

是非、住民説明会の開催について御検討いただきますようお願い申し上げます。

1 実施日

令和6年10月1日（火）以降

※日程については御相談させていただく場合がございます。

2 説明内容

- (1) 新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」について
- (2) 令和7年4月から実施する、プラスチックごみの分別・リサイクル拡大について
- (3) 質疑応答

※説明時間は60分を予定していますが、ご要望があれば説明時間は変更できます。

3 申込方法

電話・FAX・E-mail・都筑事務所窓口・郵送

※なお、電話での受付は日曜日を除く、8時から16時45分までとなります。

お申込みの際は、裏面の「プラスチックごみ分別拡大に関する説明会開催申込書」を御活用ください。申込書のデータを御希望の場合は下記まで御連絡ください。

担当：資源循環局都筑事務所 上野、野崎
TEL 045-941-7914 FAX 045-941-8394
E-mail sj-tsuzukij@city.yokohama.jp

プラスチックごみ分別拡大に関する説明会開催申込書

主催者名		
ご担当者名	フリガナ	
ご連絡先	電話	
	FAX	
	E-mail	
ご希望日時	第1希望	年 月 日 () : ~ :
	第2希望	年 月 日 () : ~ :
	第3希望	年 月 日 () : ~ :
参加人数	名程度	
会場	所在地	都筑区
	施設名	
	電話	
質問 その他		

本申込書の到着後、実施内容・方法について調整させていただきます。

「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定」 改定素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市づくりの方針である「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）※」について、現行プランが令和 7 年に目標年次を迎えることから、現在、令和 7 年度の改定を目指して検討を進めています。

このたび、改定素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※：横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

- ・市町村の都市計画の基本方針
- ・市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール

2 お願いしたいこと

9 月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）について、以下のとおり配布等を行いますので、ご承知おきください。

3 リーフレットの主な内容

- ・改定素案の概要について . . . P2～5
- ・改定素案の閲覧・パブリックコメント等について . . . P6
- ・改定素案の説明会（会場、日程等）について . . . P7

4 リーフレットの配布等について（予定）

- ①市庁舎 29 階（都市整備局企画課）、市庁舎 3 階（市民情報センター）
各区役所（区政推進課）、横浜市ホームページ掲載 . . . 9 月下旬より配架・掲載
- ②PR ボックス . . . 9 月下旬より順次配架

【担 当】都市整備局企画課 石川、東
【連絡先】671-3749

案

横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

素案説明会・パブリックコメント実施のお知らせ





「横浜市都市計画マスタープラン」とは？

2040年の横浜の姿

を描く、
都市計画に関する基本的な方針

改定のポイント

将来の都市像

1 横浜が率先して脱炭素社会を実現する

脱炭素への意識や行動を横浜から変えていく。
2050年の脱炭素化に向けて、都市づくり全般において脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

2 各地域の魅力高め、子育てしたいまちを実現する

緑豊かな住宅地、横浜らしさを象徴する水際線、活気あふれる商店街、地域の歴史を伝える古民家。18区の個性が集まる横浜の魅力さをさらに高め、広く発信していく。横浜の多様な魅力をさらに高めることで子育て世代をはじめ、あらゆる世代が成長と豊かさを感じられるまちづくりに取り組みます。

都市づくりのテーマと方針

3 身近でわかりやすい5つのテーマで構成

市民や企業の皆様が2040年の横浜のありたい姿を自分事としてイメージしていく。協働で都市づくりを進めていくツールとするため、市民生活や企業活動に身近でわかりやすい【経済・暮らし・にぎわい・環境・安全安心】という、5つのテーマで新たに構成します。

実現に向けて

4 適切な規制緩和などにより投資を積極的に呼び込む

時代や社会のニーズを捉え、都市をアップデートし続けていく。持続的な成長を促していくため、適切な規制緩和などにより都市づくりの投資を積極的に呼び込みます。

5 公共空間の柔軟な利活用によりまちを使いこなす

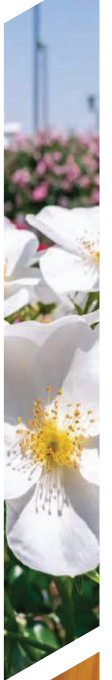
市民や企業の皆様がまちを使いこなす、新たな価値を生み出していく。市民や企業の皆様の優れた取組やアイデアを実現するため、公共空間などを柔軟に利活用していきます。

都市づくりの基本理念

未来をひらく 次世代に誇れる都市づくり

幸福な市民生活の実現、企業活動による持続的な経済成長を、
豊かな自然環境と共生しながら支えていく都市

都市構造図



1 経済

1 産業の拠点づくりとブランド強化

- 都心部での地域特性を生かした業務機能の強化 ● 国際競争力の強化に向けた産業機能の強化
- 産業エリアのまちづくりと連動したブランディング
- 今後重要性の高まる分野を見据えた産業育成

2 革新(イノベーション)と創造(クリエイション)の創出

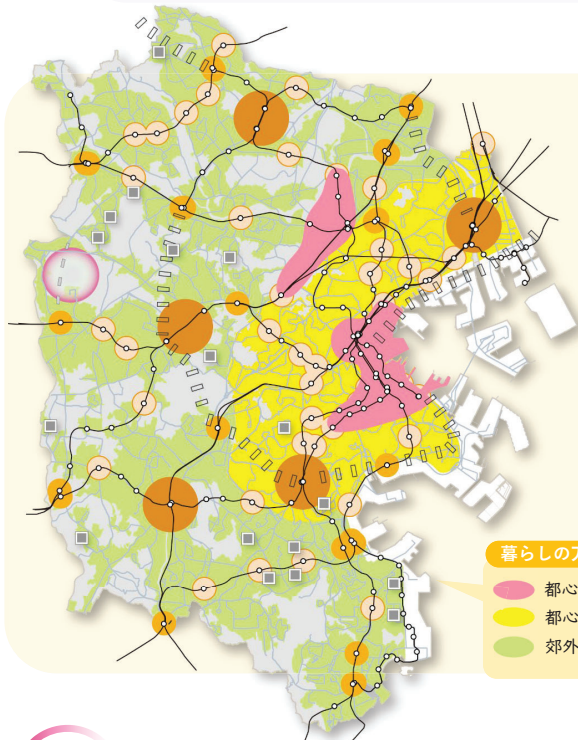
- 脱炭素等の社会課題の解決や先端技術の研究開発の促進
- 更なる企業集積と合わせたオープンイノベーションの場と機会の創出
- 創造や出会いの場となる環境整備
- 地域経済の循環を促す身近な働く場の創出
- キャンパスや周辺地域の特性を踏まえた、大学とまちとの連携強化
- 大学等の再投資や機能強化の推進

3 ネットワークの強化と戦略的な土地利用

- 着実な基盤の整備・保全によるネットワーク形成・強化・維持
- 道路や鉄道などの立地ポテンシャルを生かした戦略的な土地利用

経済の方針図

- 都心部
- 臨海部
- 内陸工業集積地域
- 郊外部の活性化拠点
- 主要駅
- 大学
- 鉄道
- 高速道路
- 幹線道路



暮らしの方針図

- 都心部
- 都心・臨海周辺部
- 郊外部
- 地域拠点
- 交通結節機能の高い拠点駅
- 利便性の高い鉄道駅
- 郊外部の活性化拠点
- 郊外大規模団地
- バス
- 鉄道(供用中)
- 鉄道(構想中)

2 暮らし

1 多様な暮らしかた・働きかたの実現

- 多様な機能の充実 ● 適正な高度利用や用途の誘導などによる、
- 新たな図書館像の実現 ● 地域特性に応じた住環境の整備

2 みんなが活躍できる場と機会の創出

- 暮らしに身近なオープンスペースの柔軟な利活用
- 質の高いリノベーションやコンバージョンの誘導
- 地域活力の再生につながる総合的な空家等対策の推進
- 郊外大規模団地や郊外住宅地の再生 ● 地域活動の拠点づくりの推進

3 きめ細かな移動手段の導入等によるアクセス向上

- 持続可能な地域交通の実現 ● 多様な移動手段に対応した通行環境整備
- 地域情報等へのアクセス環境の充実

3 にぎわい

1 国内外の来街者を惹きつける、にぎわい拠点の形成

- 横浜都心及び新横浜都心での商業・文化・娯楽・観光機能の更なる集積
- 土地利用転換等を契機とした拠点の形成
- 国際都市として多くの人を惹きつける、多様なコンテンツと連携した更なるにぎわいの場づくり

2 市民の愛着を育む、地域のにぎわいづくり

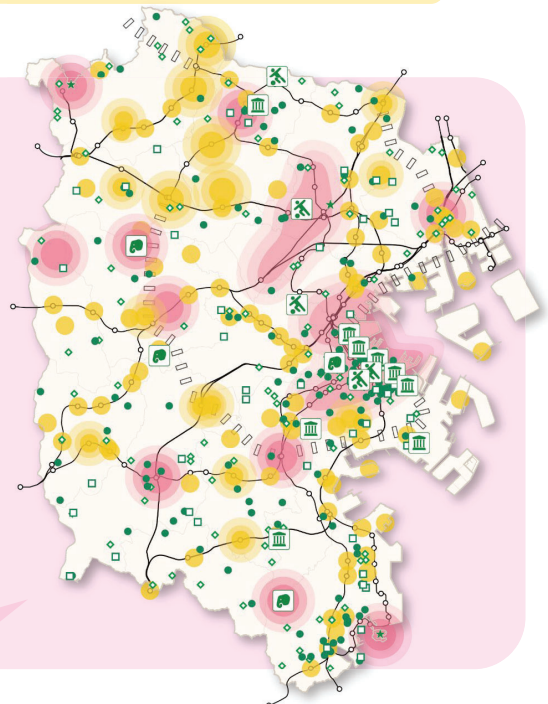
- 地域ごとの資産・個性を生かしたにぎわいの創出や地域活力の向上
- 既存ストックを利用した地域の交流・にぎわいの場づくり
- 文化芸術による都市空間の創造的な活用

3 ワクワクが途切れない、快適な滞在空間・移動環境づくり

- 地域住民や来街者一人ひとりのニーズに対応する更なる回遊性・移動環境の向上
- 公共空間の積極的な利活用 ● 夜も朝も楽しめる環境づくり
- 地域のブランド形成による交流人口や関係人口の拡大

にぎわいの方針図

- にぎわいの核
- 地域らしい広がりを持ったにぎわい
- 地域固有のにぎわい
- 動物園
- 代表的な公園
- 集客施設
- 大規模スポーツ施設
- 美術館・博物館
- 歴史的な建造物等
- ヨコハマ市民まち普請事業



4 環境

1 自然を身近に実感できるまちづくり

- 海や河川、公園等、水・緑を身近に感じ、地域を活性化するための新たな交流や潤いが生まれるまちづくりの推進
- 潤いや安らぎを身近に感じられる都市景観の形成

2 水・緑の魅力を高めるまちづくり

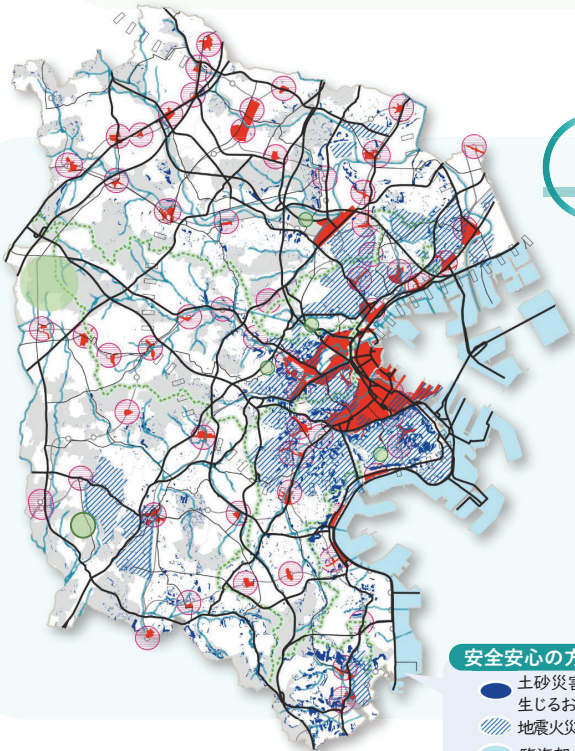
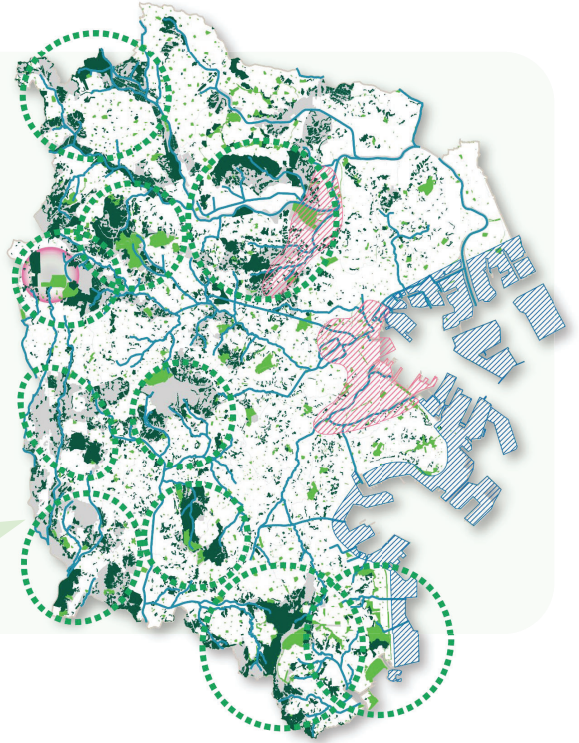
- 地域の魅力が生きて多様な豊かな自然的環境や景観の保全・創出
- 多様な生き物が生育・生息できる環境の形成
- 都市と農・緑が共生するまちづくりの推進

3 持続可能な未来と豊かな生活につながる、気候変動への対応

- 日本をリードする脱炭素化に向けた、建築・まちづくりの推進
- 環境負荷の低減につながる交通インフラ等の形成
- 気候変動への適応策の推進
- 循環型の都市環境の構築
- 環境課題や社会課題の解決に向けた取組の推進

環境の方針図

- 緑の10大拠点
- 樹林地・農地・緑等
- 都市公園
- 郊外部の活性化拠点
- 都心部
- 臨海部
- 河川



5 安全安心

1 まちの特性に応じた災害への備え

- 地域の個性や立地条件を踏まえた地震や火災への対策
- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害への対策
- 都市における多様な災害への対策
- 災害リスクの低減に向けた土地利用の誘導と安全な市街地の形成

2 災害時の都市機能の確保と円滑な復興

- インフラの強靱化や広域的な防災拠点の整備
- 安全な避難先や避難路の確保
- 円滑な復興まちづくりにつながる市民の意識醸成やまちづくり活動の推進

3 日常から「もしも」に備えるまちづくり

- 自助・共助の体制強化
- 日常の取組が災害時にも生きるフェーズフリーなまちづくり

安全安心の方針図

- 土砂災害により、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
- 地震火災の広がるおそれの高い区域
- 臨海部
- 緊急輸送路(1次)
- 緊急輸送路(2次)
- 主要駅
- 都市機能が集中している区域
- 広域防災拠点
- 主な広域応援活動拠点

実現に向けて

- 目指すべき都市像の実現にあたり、次の手法や視点を重視しながら、都市づくりを推進していきます。

1



多様な主体との連携

2



デジタル技術の活用

3



都市のデザイン

4

土地利用制度の戦略的な活用

土地利用に関する規制を緩和・見直すことで、民間企業の技術力や経営能力、資金力を最大限に生かせる環境を創り出します。

戦略的な活用のイメージ (参考)

- 業務・商業機能の集積に向けた高度利用の誘導
- 研究開発環境の整備につながる用途規制の見直し
- 郊外部等の主要駅周辺への居住誘導
- 脱炭素のまちづくりに向けた土地利用誘導
- 都心機能強化につながる居住機能の立地誘導
- 大学の機能強化に向けた土地利用誘導
- 都市機能と農業機能を強化する土地利用誘導等



改定素案の「パブリックコメントの実施等」について



令和5年 横浜市都市計画審議会より「改定の基本的考え方」についての答申を受領

今回お知らせする内容

令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月1日～31日 閲覧・パブリックコメント 実施 (p6)



令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月14日～21日 説明会開催 (p7)



パブリックコメントでいただいたご意見の内容
及びそれに対する本市の考え方の公表 (12月頃公表予定)

案の閲覧及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会、都市計画マスタープランの公表 (※令和7年度公表予定)



素案の説明動画・素案の閲覧方法



都市計画マスタープラン改定素案の

説明動画を配信します。

● 説明動画はこちらから (※説明会と同様の内容です)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan-kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#douga>



○ 素案の閲覧はこちらから

オンライン

次のURL、二次元コードからご確認くださいませ。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan-kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#soan>



紙面での閲覧場所

横浜市庁舎	① 3階 (市民情報センター) ② 29階 (都市整備局企画課)
各区役所	広報相談係
素案説明会会場	※素案説明会開催時のみご確認ください。 場所・時間は次ページ「素案説明会会場」をご確認ください。

素案に対する意見の提出方法

提出期間

令和6年10月1日 (火) から令和6年10月31日 (木) まで

● オンライン【推奨】 (横浜市電子申請・届出システム)

次のURL、二次元コードからオンライン入力フォーム (横浜市電子申請・届出システム) へアクセスいただき、ご提出ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a50bfe11-fe59-4c45-8854-dcdaf26d3684/start>



○ その他の提出方法

電子メール	tb-toshimas@city.yokohama.jp
郵便	次ページのはがきを切り取ってお送りください。切手は不要です。(当日消印有効)
FAX	045-664-4539

意見提出の注意事項

- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。
- いただいたご意見は、個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表します。個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本パブリックコメントに関する業務にのみ利用します。

説明会の開催について



会場・開催日時

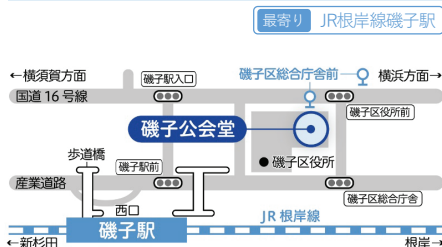
旭公会堂 旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和6年10月14日(月・祝) 14時開始



磯子公会堂 磯子区磯子3-5-1

令和6年10月15日(火) 19時開始



手話通訳について

- 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請・届出システムから申請、メール、若しくはFAXでのご連絡をお願いします。

オンライン

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/57931e74-d8d2-4472-bc95-239765977c6f/start>



メール tb-toshimas@city.yokohama.jp

FAX 045-664-4539

※各会場駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

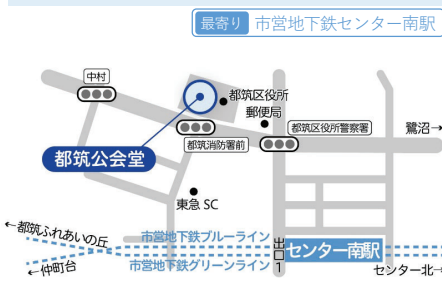
開港記念会館 中区本町1-6

令和6年10月16日(水) 19時開始



都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中央32-1

令和6年10月17日(木) 19時開始



オープンハウス形式

横浜市庁舎 1階市民協働スペース

中区本町6-50-10

令和6年10月21日(月) 14時~19時



オープンハウス形式とは、

説明パネル等の展示と併せ、担当者が皆様の質問に対して説明をさせていただく形式です。

開催時間内のご都合の良い時間にいつでもお越しください。



ご意見のある項目に☑を入れ、下にご記入ください。
(複数選択可) ※項目がわからない場合は、ご意見のみご記入ください。

はじめに

はじめに

第1章 将来の都市像

- 目指す都市の姿
- 都市づくりの基本理念
- これまでの都市づくりのあゆみ
- 都市構造

第2章 都市づくりのテーマと方針

- 経済
- 暮らし
- にぎわい
- 環境
- 安全安心

第3章 実現に向けて

- 多様な主体との連携
- デジタル技術の活用
- 都市のデザイン
- 土地利用制度の戦略的な活用

こちらにご意見をご記入ください。



郵便はがき

231-8790

005

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10
市庁舎29階
横浜市都市整備局企画課
パブリックコメント担当 行



● 回答されるあなたの情報を教えてください。

住所

- 横浜市(区) 市外
 ※ 市内に在学・在勤の方は下に☑を入れてください。
 在学 在勤

年代

- 10代以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代以上

令和6年9月
都市整備局企画課

TEL : 045-671-3749
FAX : 045-664-4539

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

横浜市

令和6年度都筑区自治会町内会長感謝会における永年在職者表彰について

永きにわたり自治会町内会長としてご尽力されている方々を表彰し、また、自治会町内会長の日々のご尽力に感謝の意を表するため、自治会町内会長感謝会を開催いたします。

1 区長主催の感謝会について

(1) 表彰対象の皆様

ア 区長表彰

令和6年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間5年の方

イ 市長表彰

令和6年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間10年の方、及びその後の在職期間が5年ごとに達した方。

(2) 日時・会場（予定）

令和7年3月3日（月）16時から

会場：アニヴェルセル ヒルズ横浜

※ 詳細は、決定次第ご報告いたします。

2 自治会・町内会長在職年数一覧の確認について

表彰対象者を確認させていただくため、別紙一覧の就任年数をご確認いただき、修正箇所等がございましたら 10月21日（月）までにご連絡をお願いいたします。

担 当：都筑区役所地域振興課地域振興係
村尾・門田

電 話：948-2231

FAX：948-2239

Email:tz-chiikishinkou@city.yokohama.jp

横浜国際プール再整備事業計画（素案）に対する 市民意見募集結果（速報）について

1 趣旨

本年 6 月に公表した横浜国際プール再整備事業計画（素案）（以下「素案」という。）に対する、市民意見募集の結果について一部集計がまとまりましたので、ご報告いたします。

2 市民意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和 6 年 6 月 24 日（月）～ 7 月 31 日（水）

(2) 応募方法

インターネット入力フォーム（電子申請システム）、「横浜国際プール再整備事業計画（素案）概要版」に添付のはがき、FAX、電子メール

(3) 資料の配架場所

市民情報センター、市内 18 区役所区政推進課広報相談係、各市立図書館、各区スポーツセンター、横浜国際プール

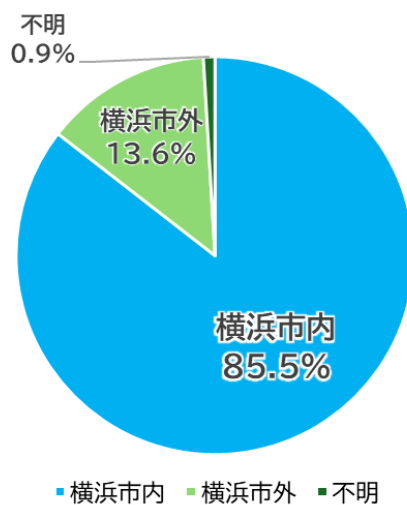
3 実施結果（速報値）

(1) 意見数

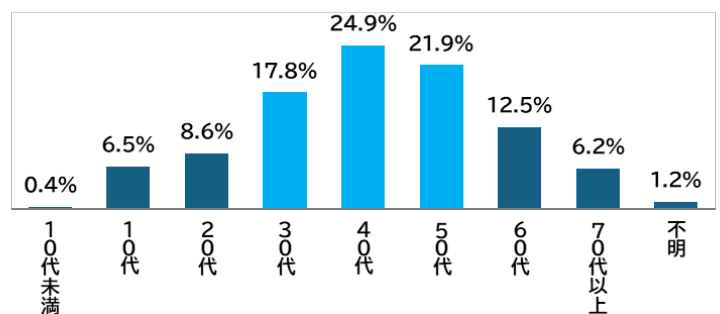
意見通数 3,208 通 意見総数 7,434 件

(2) 回答者の属性

○居住地の比率



○年齢の分布



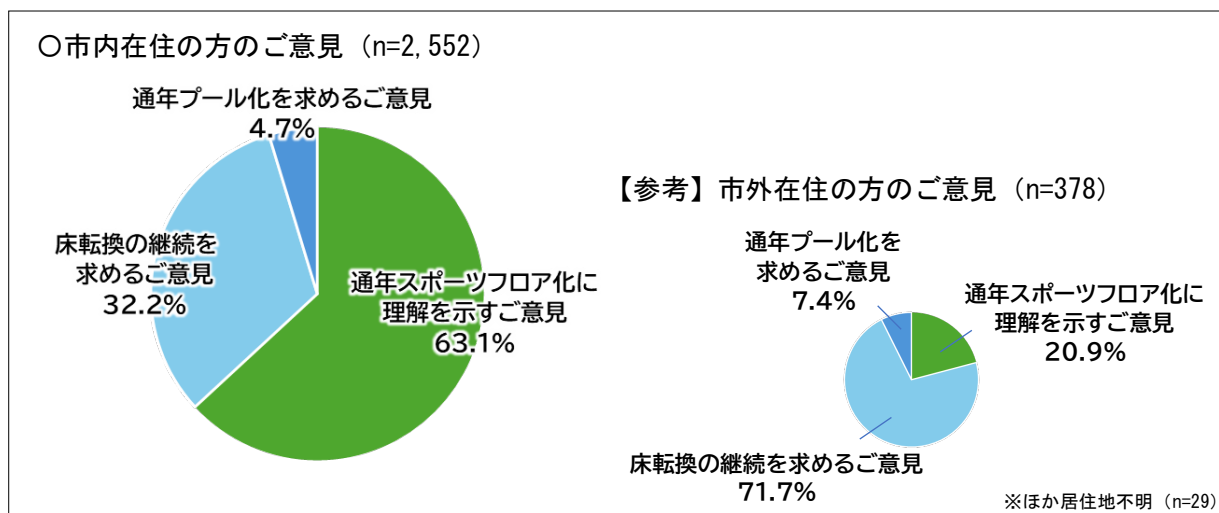
(3) メインアリーナへのご意見について

ア 集計結果（速報）

これまで、メインアリーナの再整備について「床転換を継続」「通年プール化」「通年スポーツフロア化」の3つの方向性で検討してきた結果、今回の素案では、「通年スポーツフロア化」とする案をお示ししました。この提案に対してお寄せいただいたご意見を集計しました。

3,208 通のうち、メインアリーナへのご意見が示されたのは2,959 通でした。市内在住の方のご意見を集計すると、63.1%が「通年スポーツフロア化に理解を示すご意見」でした。

※ご意見の内訳は別紙1のとおり



イ メインアリーナについていただいたご意見の例

別紙2のとおり

4 これまでにいただいた団体要望

(1) スポーツフロア化への理解が示されている要望

横浜市テニス協会、横浜市卓球協会、横浜ハンドボール協会、横浜ソフトテニス協会、横浜バスケットボール協会、都筑区連合町内会自治会、北山田商業振興会

(2) メインプールの存続を求める要望

横浜水泳協会、日本水泳連盟、神奈川県水泳連盟、神奈川県高等学校体育連盟水泳専門部、日本パラ水泳連盟、日本知的障害者水泳連盟、日本デフ水泳協会、横浜水泳協会障害者委員会、横浜国際プールメインプールの存続を求める会、フリーダムドルフィンハート

5 今後の進め方（予定）

11月頃 市民意見募集結果報告を公表

12月以降 市民意見募集の結果等を踏まえた事業計画（原案）を公表

【参考】

	市内在住の方		市外在住の方		居住地不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
通年スポーツフロア化に理解を示すご意見	1,611	63.1%	79	20.9%	5	17.2%
床転換の継続を求めるご意見	821	32.2%	271	71.7%	22	75.9%
通年プール化を求めるご意見	120	4.7%	28	7.4%	2	6.9%
小計	2,552	100%	378	100%	29	100%
明確なご意見の表明が無かったもの	191		57		1	
合計	2,743		435		30	

メインアリーナについていただいたご意見の例（原文のとおり）

1 スポーツフロア化に理解を示すご意見

- ・メインプールは設備として大きすぎます。客席もプールであそこまで埋まることはありません。サブプールが十分に立派なので、サブプールでいいです。通年でアリーナとして使うことで地域のにぎわいを作ることに投資すべき。
- ・平日にメインプールに行くと驚くほどガラガラです。季節ごとに床を転換して夏場にプールにするのは無駄な気がします。休日には大会なども実施されるのでしょうが、サブプールを活用して実施すれば良いと思います。
- ・床転換するのに、毎年 5000 万円と 2 か月の利用休止、よく泳ぎに行っている私でも、このままではいけないとってしまいます。サブプールもあるので、メインプールの廃止はやむを得ないと思います。逆に新しい交流が生まれるといいです。
- ・年間通して体育館になったら、フットサルやバドミントンなどの大会も開きやすくなります。これまで北部で夏に大会ができる場所がなかったので嬉しいです。
- ・サブプールの環境整備をしっかりとやっていただければ、メインプールはなくなっても仕方ないと思います。素人目にも 50m プールをふたつも維持するのは将来に向けて大変だしありえないと思います。
- ・メインプールは大空間でほんとにカッコいい施設で気持ちよく泳げます。でもサブプールも長水路プールです。アッププールを整備するなどしっかりグレード上げれば十分に大会できます。スペースが狭いかもしれないけど、隣の体育館使うとか工夫すればいいです。贅沢でなくていいので、長く泳ぎ続けられる環境を考えてほしいと思います。課題のあるメインアリーナは、通年スポーツフロア化でいいと思います。
- ・最近酷暑で子どもたちの遊べる場が限られるので、スポーツフロア化することで遊べる空間を増やしていただきたい。
- ・自分の住む街にこれだけの大きな施設があるのですが、あまり利用したことがありませんでした。計画案をみましたが、とても楽しみです。メインアリーナをはじめ、子どもと一緒に楽しめる場所がたくさんあって、こんな施設が身近にあると、日常の生活の幅が広がります。

2 メインプールの存続を求めるご意見

- ・国際大会を開催できるプールは神奈川でここだけです。このまま残してください。
- ・プール廃止はあり得ない。困ります。マスターズ大会と練習場所がなくなるのは嫌です。370 万人都市には当然ある施設。
- ・水泳の大会で使用しています。憧れもあり、泳ぎやすいプールですごく好きです。残して下さい。
- ・水泳というスポーツは、老若男女行うことができ、一生涯スポーツですが、プールがないとできません。横浜市がそういう貴重な存在の施設をなくすとは信じられないしはざかしい。
- ・メインプールは床転換せず通年プールにしてほしい、50m プールは数少なく練習、大会に必要。バスケの大会などは横浜 BUNTAI で充分できるはず。
- ・体育館はどこにでもあるが、競技プールは横浜市はここしかない。政令都市として、50m 室内プールを失うことを恥ずかしいと思わないのかと思います。
- ・メインプールを潰すべきではない。パラ水泳やインクルーシブスポーツの大会が行われており、これらはサブプールでは実施できないから。
- ・メインアリーナはプールとして使用を継続すべきです。なぜ廃止しようとするの理解できない。市民スポーツ、パラスイミング、インクルーシブスイミング、そして飛込競技、シンクロなど多くの競技者にとって必要なプールです。

3 その他のご意見

- ・メインプール存続かアリーナに改修するのか、将来的にコストが低くなる方を選ぶべきだと思う。
- ・メインプールの存続・廃止はどちらでもよいが、赤字にならない方法をとってほしい。改修費用に多くのお金がかかってしまうのは仕方がないが、そのお金を回収できるくらいイベントをたくさん誘致して欲しい。